

# 秋田県聴覚障害者支援センター通信

第16号

2024.5発行

みみこみ Ver.2.0

## 所長あいさつ

若葉萌ゆる爽やかな季節を迎え、皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より当センターの事業につきましてご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、国においては障害者差別解消法の改正により令和六年四月一日からボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化され、共生社会の実現に向け、施策の一層の推進が図られております。

この法律改正のタイミングで、今年はオリンピック・パラリンピックが開催される年であり、来年は東京でデフリンピックが開催されます。当センターではデフリンピック東京開催を応援するため、デフリンピック関係者をお招きし、大会PRと聴覚障がい者の理解について講演していただきました。今回の企画については、デフリンピックを迎えるに当たっての合理的配慮として位置づけるものとなりました。これからも合理的配慮の趣旨を心得、聴覚障害者情報提供施設として広く県民に周知し、前向きに努めて参ります。

終わりに、当センターの運営にご関係いただく皆様には、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

秋田県聴覚障害者支援センター 所長 加藤 敦

## 職員動向

○令和6年3月31日

退職：岡崎真理子  
青山裕子

○令和6年5月1日

新規：山崎滋子

○所長：加藤敦

○総務：木村智

○手話通訳派遣・養成等：佐藤菜摘、山崎滋子

○盲ろう者向け通訳・介助員派遣・養成：北澤由紀子

○要約筆記者派遣・養成等：北澤由紀子

○ろうあ者相談員：佐藤菜摘

## 合理的配慮の提供

令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

### 合理的配慮の提供とは？

社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

### 合理的配慮の範囲

合理的配慮は事業者等の事務や事業の目的・内容・機能に照らし、次の三つを満たすものでなくてはなりません。ただし、その提供に伴う負担が過重でないことも要件となります。

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
- ②障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
- ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。

### 「建設的対話」を重ねましょう

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障害のある人との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要です。障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

### 新しい相談窓口「つなぐ窓口」

対応時間：10時から17時 ※週7日受付  
(祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)  
メール相談：[info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp](mailto:info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp)  
開設期間：令和7年(2025年)3月下旬まで

出典：政府広報オンライン

(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

政府広報オンライン「事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化」

(<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5611.html>)

を加工して作成

## 令和5年度 活動実績（手話通訳）派遣

【通訳内容別件数】	県事業	市町村事業
生命及び健康の維持増進に関すること	20	82
権利保持に関すること	0	0
職業及び仕事に関すること	7	4
人間関係保持に関すること	0	0
住まいに関すること	0	0
教育及び保育に関すること	10	2
DVIに関すること	0	0
技術資格取得に関すること	7	16
各種大会、会議、講演会に関すること	182	34
手話講習会に関すること	0	0
放送(テレビ)に関すること	0	0
公的機関での手続に関すること	0	0
介護保険等に関すること	0	0
その他	5	0
合 計	231	138

【通訳場所別件数】	県事業	市町村事業
県庁、市町村、地域振興局	1	4
福祉関係施設	52	9
医療機関	0	84
教育関係施設	33	1
職安、労働基準局	0	0
警察、検察、裁判所	0	0
その他公的機関	110	20
職場、企業事務所	10	0
家庭	0	0
その他	25	20
合 計	231	138

## 令和5年度 活動実績（要約筆記）派遣

【通訳内容別件数】	県事業	市町村事業
生命及び健康の維持増進に関すること	0	0
権利保持に関すること	0	0
職業及び仕事に関すること	6	0
人間関係保持に関すること	0	0
住まいに関すること	0	0
教育及び保育に関すること	0	2
DVIに関すること	0	0
技術資格取得に関すること	0	0
各種大会、会議、講演会に関すること	124	6
要約講習会に関すること	6	0
放送(テレビ)に関すること	0	0
公的機関での手続に関すること	0	0
介護保険等に関すること	0	0
その他	2	0
合 計	138	8

【通訳場所別件数】	県事業	市町村事業
県庁、市町村、地域振興局	8	0
福祉関係施設	71	2
医療機関	0	0
教育関係施設	5	0
職安、労働基準局	0	0
警察、検察、裁判所	0	0
その他公的機関	45	6
職場、企業事務所	0	0
家庭	0	0
その他	9	0
合 計	138	8

## 令和5年度 活動実績（盲ろう者向け通訳・介助員）派遣

区 分	生活相談	コミュニケーション訓練	第3者との対話	会議等出席	講習会等出席	代書・代読	行事等参加	日常生活等	医療機関	官公庁	交流会参加	レク・スポーツ	その他(外出)	その他(コミュニケーション)	合 計
	合 計	0	26	4	0	21	21	16	9	50	1	0	10	3	

## 2023年度 手話通訳者全国統一試験

令和5年12月2日(土) 手話通訳者全国統一試験を実施しました。今回は20名の方が受験されました。  
結果、合格者は1名となりました。

## 2023年度 全国統一要約筆記者認定試験

令和6年2月18日(日) 全国統一要約筆記者認定試験を実施しました。今回は手書き5名、PC12名(うち、重複受験1名)が受験されました。  
結果、合格者は手書き1名、PC4名となりました。



合格された皆様の今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。また、惜しくも合格とならなかった皆様につきましても、試験対策講座等でサポートをしますので、是非とも今年度も引き続き挑戦をお願いします。

## 各種意思疎通支援者養成事業について

下記の日程及び地域で実施します。状況により、途中で中止や延期となる可能性があります。

- 秋田県手話通訳者養成研修会(手話通訳Ⅰ)…秋田市  
令和6年6月2日～1月26日
- 秋田県手話通訳者養成研修会(手話通訳Ⅱ)…大館市  
令和6年5月11日～11月16日
- 秋田県手話通訳者養成研修会(手話通訳Ⅲ)…横手市  
令和6年6月30日～9月8日
- 秋田県要約筆記者養成講座(手書き)…秋田市  
令和6年5月18日～10月26日
- 秋田県盲ろう者向け通訳・介助員養成講座…秋田市  
令和6年5月21日～7月30日

## 令和5年度 苦情解決状況

令和5年度の苦情受付第三者委員報告会は、令和6年3月8日に実施しました。

苦情受付件数は0件でした。今後もより一層のサービス向上に努めて参ります。

発行元：〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5

秋田県社会福祉会館5階 秋田県聴覚障害者支援センター

TEL:018-874-8113 FAX:018-862-1820

MAIL:akita-chokaku@fukinoto.or.jp